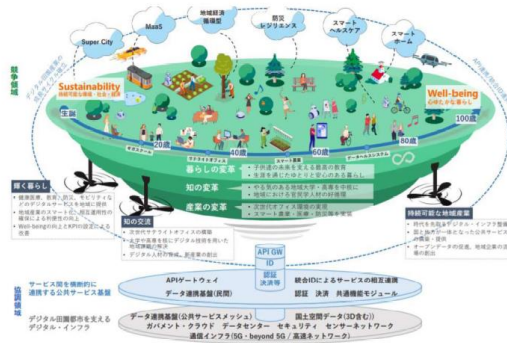


- ICTを活用した教育活動を充実させるため、道立学校においてICTの技能や知見を有する外部人材による支援を検討する。また、それぞれの地域における「デジタル田園都市国家構想」による企業・産業のDXに必要なデジタル人材の育成・確保の取組との連携や、地域おこし協力隊制度の活用などにより、市町村教育委員会に対してICT支援員等の確保を促進するとともに、ICTを活用できる学校職員の育成に向けICT活用研修を実施するほか、人材確保に向けた相談対応や活用事例の普及などにより市町村教育委員会を支援する。

1 デジタル田園都市国家構想の実現

(デジタル庁資料、内閣官房資料を道で編集)



基本的な考え方

デジタル原則の遵守やオープンなデータ基盤の活用を進めていくことを前提としつつ、各地域における社会的課題の解決などに向け、複数の事業者や市民が連携して取り組む活動に対して支援を実施。

TIP 成功の鍵

- ① 人の一生を通した暮らしや生きがいと地域の新たな産業をデジタルでフルサポート
- ② そのため、国・自治体・市民・大学・産業など関係者の力を特定のビジョンの下に総動員
- ③ 社会活動に必要な機能を近接した空間に集め、その関係性を深めるよう、地域の空間全体も再設計
- ④ 参加する全関係者がEBPMのサイクルを共有し改善の有無を検証し、取組の方向性を確認
- ⑤ 構造化されたデジタル共通基盤（インフラ、データ連携基盤・公共メッシュ、サービス）の整備・浸透

R3補正・R4の主な関連施策（政府予算事業）

- ① 5Gや光ファイバ、データセンターなどのデジタル基盤の整備
- ② デジタル人材の育成・確保
- ③ 地方の課題を解決するデジタル実装として地方創生交付金等の活用
- ④ 誰一人取り残されない取組のための人材の配置
(橋り手キャリアショップ店員などを皮切りにデジタル推進委員を委嘱など)



- デジタルの力を全面的に活用し、「地域の個性と豊かさを生かしつつ」、「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備えた「デジタル田園都市国家構想」を実現。
- 「心豊かな暮らし」(Well-being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現。

図表37 デジタル田園都市国家構想の実現(デジタル庁資料、内閣官房資料を道で編集)

「地域おこし協力隊」とは???

都市地域から、人口減少や過疎化などの課題を抱える地域に生活の拠点を移し、地方公共団体から「地域おこし協力隊員」として委嘱された者が、一定期間、地域に居住して「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る仕組みです。活動期間は概ね1年以上3年以下です。

地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、国からの特別交付税措置があります！

- ① 地域おこし協力隊員の活動のための経費・・・470万円/隊員1人 上限 隊員向け
 ・報償費(給与等)・・・270万円
 (隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大320万円まで支給可能。その場合も470万円が上限。)
 ・その他の経費・・・200万円
- ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費・・・100万円/隊員1人 上限 隊員向け
- ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費・・・200万円/1団体 上限 自治体向け



↑総務省「地域おこし協力隊」ウェブページ

図表38 「地域おこし協力隊とは」???(総務省HPから道教委作成)

- 教員の採用選考検査について、ICT活用能力を有する教員を確保できるような方法や内容となるよう、不断に見直しを行い、本道が求める資質能力を十分に備えた教員の採用に取り組む。

(3) ICT を活用するための環境の整備

① 学校における ICT の活用のための環境の整備

- ・GIGA スクール構想によって整備された ICT 環境が適切に維持・管理されるよう、端末の利用に関する問合せ先や、故障・破損・紛失・盗難、ネット上のトラブルが発生した場合の対応手順や連絡先をあらかじめ定め、家庭・保護者と学校・学校設置者間で共有するなど、自校における ICT 環境整備の方針を明確にするとともに、次期端末更新期を見据え、児童生徒が家庭等のあらゆる場所において端末を有効に活用して学ぶことができるよう、関係者と緊密に連携して、学校外においても端末を安全・安心に利用することができる環境を整え、学校での対面授業とオンライン学習のハイブリッド型の学びのサイクルの構築に取り組む。
- ・道立高等学校等については、個人所有の端末を持ち込む BYOD の手法による 1 人 1 台端末の効果的な活用を促進する。また、端末の所有が困難な生徒に対して、学校が所有する端末を貸し出すなど経済的な事情等への配慮を十分講じながら、道立高等学校等における学びの充実を図る。加えて、授業における BYOD 端末の使用状況等を把握し、各学校の規模や学科構成等を勘案しながら、学校に整備するリースパソコンの必要セット・台数について別途方針を定める。

北海道教育委員会では、道立高校^(※1)及び特別支援学校高等部の

BYOD^(※2)による 1人1台端末を活用した 新たな学びを推進します!

道立高校等では、学習指導要領の改訂に合わせ、生徒一人一人がICT^(※3)を活用して、主体的に学びを深めることができるよう、令和4年度(2022年度)から、年次進行でBYODによる1人1台端末の活用を始めました。
北海道教育委員会では、道立高校等における1人1台端末を活用した新たな学びを推進します!

1人1台端末の効果的な活用により

1

「学びの深化」「学びの転換」を図ります

個人が調べた内容について、リアルタイムで共有しながら、グループで学び合うことにより、学びを一層深めることができます。

2

「情報活用能力」の育成を図ります

情報を適切に収集・整理・分析・発信する力を育みます。

3

次のような学び方がいつでも可能となります

○動画等のデジタル教材の活用 ○写真や動画による記録
○アンケート機能を用いた意見収集 ○課題のオンラインによる提出 など

これまでの
教育実践の蓄積

× ICT

= 学習活動の一層の充実
主体的・対話的で深い学びの視点からの
授業づくり

※1 中等教育学校後期課程を含む

※2 BYOD: Bring Your Own Device 個人が所有する端末を学校で利用すること

※3 ICT: Information and Communication Technology 情報通信技術

図表39 道立高校等におけるBYODに関するパンフレット(道教委作成)

- ・1人1台端末など ICT 機器を効果的に活用するために十分な通信環境の確保のため、ICT 活用サポートデスクによる支援を実施するとともに、専門家によるアセスメントの実施や通信環境の整備について必要な指導や助言に努めるなど、道内全ての地域で児童生徒が ICT を快適に活用できる環境を確保する。

- ・道立学校の教育情報通信ネットワーク（スクールネット^{*46}）について、北海道教育大学と連携して、国立情報学研究所の学術情報ネットワーク SINET^{*47}の活用などにより学校における通信速度を確保するとともに、GIGA スクール構想により整備した校内情報通信ネットワークの適切な運用を行う。
- ・ICT を活用したオンライン学習環境を確保するため、経済的な理由等により通信環境が十分に整っていない家庭に対し、就学援助や国の補助金等を活用した通信環境の整備への支援を促進するなどして、全ての児童生徒の学びを保障することができるよう努める。
- ・国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂や教育データの標準化の状況等の動向を踏まえながら、教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合等、スクールネットや校務支援システム、情報セキュリティ対策などの将来像を検討する。その際、学校が情報セキュリティ対策について、過度に意識する必要のないシステム構築の在り方を検討する。

教育情報セキュリティポリシーガイドラインの概要（令和4年3月）

※ 情報セキュリティポリシーとは「組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書」のこと。

◆ 目的・経緯		教育情報セキュリティポリシーガイドライン 目次	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不正アクセス防止等の十分な情報セキュリティ対策を講じることが、学校における安全安心なICT活用のために必要不可欠。 各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考とするものとして、『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』を策定（平成29年10月）。 ▶ セキュリティ対策は定期的に見直しを行うべきものであり、順次ガイドラインの改訂を実施。 【令和元年12月改訂】 ・GIGAスクール構想の始動時に対応するために改訂。 【令和3年5月改訂】 ・新たに必要セキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するために改訂。 ▶ 今回(令和4年3月)の改訂では、①アクセス制御による対策の詳細な技術的対策の追記や、②「ネットワーク分離による対策」、「アクセス制御による対策」を明確に記述するために実施。 なお、対策方針や組織体制の在り方などの基本的な方針の変更は無い。 	<p>第1章 本ガイドラインの目的</p> <p>第2章 本ガイドライン制定の背景・経緯</p> <p>第3章 地方公共団体における教育情報セキュリティの考え方</p> <p>①組織体制を確立すること ②児童生徒による重要性の高い情報へのアクセスリスクへの対応を行うこと ③標的型および不特定多数を対象とした攻撃等のリスクへの対応を行うこと ④教育現場の実態を踏まえた情報セキュリティ対策を確立させること ⑤教職員の情報セキュリティに関する意識の醸成を図ること ⑥教職員の業務負担軽減及びICTを活用した多様な学習の実現を図ること</p> <p>第4章 教育情報セキュリティポリシーの構成と学校を対象とした「対策基準」の必要性</p> <p>第5章 教育現場におけるクラウドの活用について</p> <p>(参考資料) 情報セキュリティ対策基準の例</p>		

図表40 教育情報セキュリティポリシーガイドラインの概要(令和4年3月)(文部科学省資料)

- ・学習系の各システムや校務支援システムについては、市町村により異なることを踏まえ、導入状況等を把握し、情報共有するとともに、将来的な各システム間での相互運用を踏まえた導入を促進する。特に校務支援システムについては、教職員の異動に伴う校務のICT環境を維持できる共同利用型の北海道公立学校校務支援システム^{*48}の導入の促進を図る。
- ・過度なフィルタリング^{*49}により学習上必要なコンテンツにアクセスできない状況について実態を把握し、学校や市町村教育委員会に対して必要な対策を講ずる。

- ・教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために、著作物をクラウドなどインターネットを介して送信などする場合に必要な授業目的公衆送信補償金の制度について、市町村教育委員会に周知し、利用を促進するとともに、児童生徒が著作権に対する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、国の著作権教育用コンテンツの活用を促進するなどして、学校の教育活動を支援する。

ICTの活用により著作物を利用するための対応 授業目的公衆送信補償金制度について

北海道教育庁ICT教育推進課

小説、絵、音楽などの作品をコピーする際には、原則として著作権者の許諾を得る必要がありますが、著作権法第35条により、学校などの教育機関では、その公共性から例外的に著作権者の許諾を得ることなく一定の範囲で利用することが認められています。ただし、教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために他人の作品をメールなどインターネットを介して送信などをする場合には、授業目的公衆送信補償金の支払いが必要です。

学校設置者が本制度を利用しない場合、提示できる資料が制限されたり、提示する資料の著作権を保護する努力がかけたりするなど、広く活用した授業を行う際に多くの課題が生じることが考えられます。つきましては、学校設置者におかれましては本制度を利用し、著作権への適切な対応をお願いします。

★「授業目的公衆送信補償金制度」概要★

ICTを活用した教育を推進するため、著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランスをとった制度。学校設置者が補償金を一括で支払うことにより、著作権者へ許諾利用できる範囲が拡大。

無許諾・無償	要許諾（権利者毎の使用料） ⇒無許諾・有償（授業目的公衆送信補償金）
<p>（著作権法第35条第1項）</p> <p>複製</p> <p>対面授業で使用する資料として印刷・配布</p> <p>複製して配布</p>	<p>（著作権法第35条第3項）</p> <p>複製権侵害等のための公衆送信</p> <p>対面授業で使用する資料や講義映像を遠隔地利用授業等（Eラーニング）で他の会場に送信</p> <p>同時中継 遠隔地の会場</p>
	<p>（著作権法第35条第1項・第2項）</p> <p>その他の公衆送信全て</p> <p>対面授業の予備・復習用の資料をメールで送信 対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信</p> <p>オンデマンド授業で講義映像や資料を送信</p> <p>スタジオ型のリアルタイム配信授業</p> <p>同時中継 遠隔地の会場</p>

※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合には、別途許諾が必要です。
※参考：授業目的公衆送信補償金制度の概要（文化庁）

授業目的公衆送信補償金制度を利用するために必要なこと

「授業目的公衆送信補償金制度」を適用するためには、教育委員会などの教育機関の設置者から一般社団法人「授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」に、著作権者の権利を守るための一定額の補償金を支払う必要があります。

＜料金体系（子ども1人当たりの額）＞（消費税別）
・小学校：120円 ・中学校：180円 ・高等学校：420円

※費用負担は、学校の管理運営に要する経費であり、地方財政措置が講じられていることから、学校設置者は必要な措置が講じられるよう配慮する必要があります。

詳しくはこちらを御覧ください。

文化庁 授業目的公衆送信補償金制度 検索 SARTRAS

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html https://sartras.or.jp/

図表41 授業目的公衆送信補償金制度について(文化庁、SARTRAS資料をもとに道教委作成資料)

- ・情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用機の整備や、学校備品及び生徒持込みの端末に係る物損保証制度の確認や修繕費用等の取扱いなど、端末を使いやすい環境整備に向けた検討を行う。
- ・国や地方自治体等の公的機関が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができる文部科学省のCBT（Computer Based Testing）*50 システムである MEXCBT（メクビット）について、優れた取組事例の普及など、各学校や市町村教育委員会における授業や家庭学習等での活用を促進する。

共通ツールの整備①：文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）について

- 小・中・高等学校等の子供の学びの保障の観点から、**児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができるCBTシステム**
- 文部科学省が開発（事業者連合体のコンソーシアムに委託）
- 国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題約3万問を活用可能
- 現在、公立小学校の70%超、公立中学校のほぼ全てが登録（ほぼ全ての自治体、約2.4万校、約820万人が登録）
【令和5年1月現在】
- 「GIGAスクール構想」により実現する「1人1台端末」を活用した「デジタルならではの学び」を実現

MEXT + CBT
文部科学省 Computer Based Testing

MEXCBT
メクビット

文部科学省 国立教育政策研究所 教育委員会

CBTの特色をいかした問題などのデジタル化 問題のデジタル化 CBTによる学力調査等の実施

CBTシステム (MEXCBT)

問題バンク

※ CBT：Computer Based Testing

図表42 文部科学省CBTシステム(MEXCBT:メクビット)について(文部科学省資料)

- ・ ICT の活用例としては、デジタル教科書などを活用して授業内容の理解全般を助けるもののほか、例えば、視覚障がいであれば、文字の拡大や音声読み上げ、聴覚障がいでは、音声を文字化するソフトや筆談アプリ等のコミュニケーションツール、知的障がいでは、動画やアニメーション機能を活用した学習内容を具体的にイメージする情報提示、肢体不自由では、大型スイッチ、視線入力装置による表現活動の広がりやコミュニケーションの代替、病弱では、病室と教室を結ぶ遠隔教育のシステム、発達障がいでは、書字や読字が難しい人にとってのコンピュータを用いた出入力や音声読み上げなど、障がいの状態等に応じた指導の充実に大きく寄与していることから、児童生徒の障がいに応じた補助装置等の整備を推進する。



② 教育データの利活用、教育におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- ・ 各学校段階で実施する学力調査等を活用し、小・中・高を通した学力の状況を系統的に把握、分析するとともに、主体的に学習に取り組む態度と思考力・判断力・表現力の関係など、資質・能力の観点ごとの分析結果を踏まえ、ICT を活用した授業改善、様々な能力をバランスよく把握し指導の工夫に生かすチャレンジテスト^{*51} や公立高等学校入学者選抜学力検査問題等の改善に取り組む。あわせて、発達の段階に応じた学習習慣の定着や学習意欲の向上の観点から、学校と家庭の連携による効果的な家庭学習の推進など、優れた事例の普及などを含め、学力向上の施策として、市町村教育委員会とも連携しながら推進する。
- ・ 国が進める教育データ標準化に関する検討状況や、次世代の校務デジタル化推進に関わる動向を注視しながら、校務系データと学習系データ、行政系データとの連携の在り方やビッグデータの生成、利便性の高いクラウドツールの積極利用などの検討を進め、学校 DX を推進する。

③ デジタル教材等の普及促進、デジタル教科書の効果的活用

- 令和6年度（2024年度）以降の小・中学校等のデジタル教科書の段階的な導入を見据え、国の実証事業を活用しながら、道内におけるデジタル教科書を用いた好事例を収集・発信し、紙とデジタルの適切な役割分担を踏まえた効果的なデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用を推進する。

令和5年度予算額 18億円
(前年度予算額 2.3億円)

学習者用デジタル教科書普及促進事業

特徴・課題

- ・GIGAスクール構想により一人一台端末環境が整備される中、学習者用デジタル教科書の活用により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をさらに推進することが必要。
- ・学校現場における実践的活用を進めながら、デジタル教科書の利点や課題の研究を行い、効果的な活用を図ることが必要。
- ・デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、教科・学年を絞って令和6年度から段階的に、小学校5年生から中学校3年生を対象として「英語」を導入し、その次に現場のニーズが高い「算数・数学」を導入。

児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、
学校現場におけるデジタル教科書の導入を促進

事業内容

① 学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業 1,560百万円 (2,005百万円)

- ・小・中学校等（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級を含む、以下同様）を対象として、デジタル教科書を提供し、普及促進を図る。
- ・令和6年度以降のデジタル教科書の在り方を見据えて、英語について全ての小・中学校等を対象に、算数・数学を一部の小・中学校等を対象に提供する。
- ・令和5年度に生じた課題の改善状況や全国的な提供に当たって生じる新たな課題等について報告を求める。
- （スキーム）教科書発行者等に業務委託

② 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業 241百万円 (93百万円)

- ・①の事業の対象校に対して全国でアンケート調査を実施し、マクロな視点から導入効果や傾向・課題等の分析を行う。
- ・①の事業の対象以外の学年・教科についても、一部学校に対しデジタル教科書を提供し、傾向分析・効果検証等を行う。
- ・実証研究校での詳細な調査によるマクロな視点からのデジタル教科書の使用による効果・影響の検証を行う。
- ・主体的・対話的で深い学びに資するデジタル教科書の効果的な活用方法等について、検討を行う。
- （スキーム）民間企業等1団体に業務委託

対象校種・学年

国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級も同様に対応）

図表43 学習者用デジタル教科書普及促進事業(文部科学省資料)

- デジタル教材等を効果的に活用した取組を推進し、クラウドを活用して教材を教員間で共有するとともに、教科等横断的な学習や探究的な学習において、観察・実験を記録した映像やプレゼンテーションソフト、メタバース*52を活用するなど、ICTの効果的な活用を推進する。また、生成AIなどの最新の技術の学校における効果的な活用について、国の動向等を踏まえながら、調査研究を進める。
- 公民館、図書館、博物館等の地域の社会教育施設等との連携も図りながら1人1台端末の効果的な活用について事例を収集し、ポータルサイト等に掲載するなどして実践事例を共有するとともに、国が作成する教育コンテンツの普及を図る。
- 学校の実情に応じて、EdTech*53事業者をはじめとした民間事業者の知見を活用し、学校におけるICT活用を推進する。

図表44 EdTechツールについて
(経済産業省・EdTech導入補助金事務局資料)

＜EdTechツールとは？＞

デジタルドリルやプログラミング学習ツールなどの先進的な教育用ソフトウェアのこと

＜補助対象となるEdTechツールの機能（例）＞

区分	機能分類	概要
メインツール	学習管理・授業支援	教職員や児童・生徒間で学習データや回答・発表などを共有・管理することで、学びの効率化や個別化作業等を促すもの
	学習支援コンテンツサービス	種々の児童・生徒の資力・能力を高めるために、または教職員が授業内容の改善や学習成果の向上のために用いる学習支援コンテンツ(オンライン学習ツール、EdTech事業者が英語・算数・理科等の基礎的学習サービス、個別学習、ドリル教材、教材、プログラミング学習等) ※動画、アニメーション等のコンテンツにおいては学校教育法第34条第4項等に該当する教材(補助教材)に該当するもの
オプションツール	発展的な学び	特定の教科にとどまらない発展的な学びを促すもの
	教務支援ツール	教職員の業務負担軽減や校務の統一・標準化・業務改善など、学校内の業務効率を向上させるもの
オプションツール	コミュニケーションツール	学校と児童・生徒・保護者間で使用する掲示板やチャット等での連絡コミュニケーションツール
	教職員向け研修	教職員向けの指導スキル研修、マネジメント研修等を行うことで実施するサービス

※オプションツールは、メインツールとセットで導入する理由に限り補助対象となります。詳しくは、各EdTech事業者にお問合せください。

＜EdTechツールの活用事例・効果等＞

EdTech導入補助金を活用したEdTechツールの活用効果（児童生徒の学び方や教職員の働き方に及ぼした変化など）については、こちらのサイトをご覧ください。

https://ictconnect21.jp/edtech2021/edtech2021_reports/

学習管理・授業支援 (LMS)

(株) EDU-TECH, (株) EDU

デジタルドリル

(株) EDU-TECH, (株) EDU

オンライン学習

(株) EDU-TECH, (株) EDU

プログラミング学習ツール

(株) EDU-TECH, (株) EDU

教務支援ツール

(株) EDU-TECH, (株) EDU

オプションツール

(株) EDU-TECH, (株) EDU

※過去のEdTech補助金採択事業者の成果報告が掲載されています。今回の補助金の対象となるEdTech事業者・EdTechツールは、令和4年4月中旬以降、事務局ホームページにて随時公表予定です。

EdTech導入補助金事務局

④ 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等

- ICT を安全・安心に活用するため、国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき端末やクラウドサービスのパスワードを適切に扱うほか、個人情報の流出事案やウイルス感染が発生しないよう、道立学校に対し北海道教育委員会情報セキュリティ対策基準に基づく情報セキュリティ対策を徹底するとともに、個人情報等の取扱いについて十分留意するよう指導する。
- 市町村教育委員会に対し、国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき情報セキュリティポリシー^{*54}を適切に定め、遵守するとともに、学校における情報セキュリティの確保や個人情報の保護等に取り組むよう働きかけるほか、国の実践的サイバー防御演習や「地域情報化アドバイザー派遣制度^{*55}」の活用を促進するなどして、児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備を促進する。

⑤ 著作権への理解

- 教員及び児童生徒が、授業の教材として使うために著作物を、クラウドなどインターネットを介して送信などする場合に必要な授業目的公衆送信補償金の制度について、市町村教育委員会に周知し、利用を促進するとともに、児童生徒が著作権に対する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、国の著作権教育用コンテンツの活用を促進するなどして、学校の教育活動を支援する。【再掲】



図表45 学校における教育活動と著作権(令和5年度改訂版)(文化庁作成)

(4) ICT 推進体制の整備と校務の改善

① 学習の継続的な支援等のための体制の整備

- ICT を活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるため、北海道における学校の ICT 推進を担当する組織体制として、北海道教育庁 ICT 教育推進局 ICT 教育推進課を中心に教育庁各課や教育局、所管機関、知事部局が連携し、各学校において専門人材や民間事業者を含む組織的な支援体制を強化できるよう、各学校及び市町村教育委員会を支援する。

道教委ICT活用サポートデスクによる支援について

令和4年4月
北海道教育庁 ICT教育推進局 ICT教育推進課

「道教委ICT活用サポートデスク」は、市町村立小中学校等、市町村教育委員会、道立学校からの直接の電話相談等にも対応しています。是非、御活用ください。

【主な業務】

- ICTを活用した授業改善に係る研修に関すること。
- クラウドサービスのアカウントやクラウドサービスの利活用に関すること。
- オンライン学習(双方向、オンデマンド含む。)の実施方法や端末の持ち帰り方法等に関すること。
- 著作物や個人情報の取扱いに関すること。
- 教育局での対応が難しい事例等について、市町村教育委員会や小・中学校等からの相談に対応すること。
- 市町村教育委員会や小・中学校等から研修講師として依頼があった場合に対応すること。
- 道立学校のBYOD端末での学習に関すること。
- 情報通信技術支援員(ICT支援員)等、学校のICT活用支援者の確保に係る相談に関すること。
- 校外、校内通信ネットワークに係る環境整備の相談に関すること。
- 自然災害等において被災地の学校等から支援依頼があった場合の支援に関すること。 など

【受付】
電話又はメールにより受付しています。

(相談・資料提供等の流れ)

道教委 ICT 活用サポートデスクはこちら

メール：kyouiku.ict@pref.hokkaido.lg.jp

TEL：011-206-6467

図表46 道教委ICT活用サポートデスクによる支援について(道教委資料)

- 各学校が、校長のリーダーシップの下、組織的に ICT 活用を展開できるよう、校内における推進体制や教育課程における ICT 活用の位置付け、計画的な研修計画などについて明らかにし、学校が一体となった取組の充実を図る。
- 各教育局管内で、学校における ICT 活用に関する知事部局や市町村との連絡会議を継続して開催するほか、道と全市町村で構成する「北海道 GIGA スクール推進協議会」を定期的で開催し、市町村が所管の学校を自立的に支援することができるよう、オンラインで課題や事例等の情報共有・発信を行う。



② 情報化による校務効率化

- 各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図る。
- 国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂や教育データの標準化の状況等の動向を踏まえながら、教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合等、スクールネットや校務支援システム、情報セキュリティ対策や、各システム間での相互運用などの将来像を検討する。その際、学校が情報セキュリティ対策について、過度に意識する必要のないシステム構築の在り方を検討する。【再掲】
- 働き方改革の観点から、校務の効率化による教職員の事務作業時間の減少を図るため、ICTを積極的に活用した業務を推進し、学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を図るよう促す。



図表47 ICTを活用した業務等の推進について(道教委資料)

3. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

○ 国の施策を勘案し、地域の実情に応じた学校教育の情報化のための施策の推進 (法第 21 条関係)

道教委は、国計画や国計画に基づく施策を勘案し、本道の地域の実情に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図る。

【参考:学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年法律第 47 号)】
(地方公共団体の施策)

第 21 条 地方公共団体は、第 10 条から前条までの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

○ 関係者の共通理解の促進

学校設置者、学校、保護者等の関係者が、ICT 利活用の方針や使用ルール等について共通理解を図れるように促す。

○ 道民の理解と関心の増進

本計画の推進に関して、保護者をはじめとして広く道民の理解と関心を高めるため、広報や啓発、アンケートなどを実施する。

○ 地域、大学や民間事業者等との連携

第 1 部 5. に示した道、市町村、学校の役割分担の下、産学官民の様々な主体が連携した取組を進める。

○ SDGs の推進

道では、平成 30 年(2018 年)12 月、SDGs^{*56}のゴール等に照らした、本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示した「北海道 SDGs 推進ビジョン^{*57}」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協働しながら、本道全体で SDGs の推進を図ることとしている。

本計画は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の主に以下のゴール(ターゲット)の達成に資するものである。

- ・ゴール 4 (ターゲット 4.1、4.3、4.4、4.5)
- ・ゴール 17 (ターゲット 17.14、17.17)

